

議案第 6 4 号

白岡市下水道条例の一部を改正する条例

白岡市下水道条例（令和 6 年白岡市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「（管理者が定める軽微な変更を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 管理者が定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事

第 3 8 条中「非常災害」を「災害等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

標準下水道条例が改正されたことに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。